

春日市DX推進にかかる全体方針

令和4年2月（令和8年3月改定）

1 背景

平成12（2000）年の「IT基本戦略」決定、「IT基本法」制定以降、我が国ではIT国家を目指した様々な政策が取り組まれましたが、十分な成果を上げたとは言いがたい状況でした。このようなデジタル化の遅れが、令和2年度の特別定額給付金（新型コロナ緊急経済対策）の支給事務の混乱等をきっかけに表面化し、行政のみならず我が国、社会全体の課題として広く認識されることとなりました。

国の主な動き

R1.12

デジタル手続法改正

- ・デジタルファースト ～手続きがデジタルで完結
- ・ワンスオンリー ～一度提出すれば再度の書類提出が不要
- ・コネクティッド・ワンストップ

R2.12

デジタル・ガバメント 実行計画改定

- ～民間も含めた複数の手続きが1回で完了
- ・行政サービスは徹底して利用者側に立つべき
- ・「クラウド・バイ・デフォルト原則」の徹底
- ・業務システムの標準化の推進、DXの推進 等

デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針

- ・IT基本法の見直し
- ・デジタル庁設置等



R2.12

自治体DX推進計画

- ・各省庁の自治体関連施策を重点化・具体化し、取りまとめて策定

R3.5

デジタル改革関連法改正

デジタル庁の設置、個人情報保護法制一本化、マイナンバー利用範囲の拡大、自治体システムの標準化やガバメントクラウドへの移行など、自治体のDXを進めるための法整備を実施



R3.7

自治体DX推進手順書

令和3年9月1日 **デジタル庁発足**

～DXとは～

DX： デジタル・トランスフォーメーションの英語の略語

定義： ICTの浸透が人々の生活を、あらゆる面でより良い方向に変化させること（スウェーデンのエリック・ストルターマン教授が提唱した概念を国が採用）

意味： 様々なモノやサービスが、デジタル化により便利になったり効率化されたりすることで、デジタル技術が社会に浸透し、それまでできなかった新たなサービスや価値が生まれる社会やサービスの変革のこと

2 自治体DX推進計画が目指すもの

国の『自治体 DX 推進計画』では、自治体における DX 推進の意義を、① 自治体が担うサービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、② デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくこと、とされています。

3 全体方針の推進体制及び対象期間

令和3（2021）年7月に示された国の『自治体 DX 推進手順書』において、DX 推進のビジョンと工程表で構成される「全体方針」の決定が各自治体に求められており、これを受けて本方針を策定するものです。

本計画における事業の方針決定、進捗管理に当たっては、春日市情報化推進本部及びその下部組織において実施していくこととします。

（対象期間：令和4（2022）年2月から令和9（2027）年3月まで）

4 春日市におけるDX推進の基本的視点

本市の人口は、令和2（2020）年の国勢調査で111,023人であり、同年度策定の「第6次春日市総合計画」では、令和7（2025）年度の目標人口を113,274人としています。

市では、これまで将来的に見込まれる人口減少・少子高齢化、市民ニーズの変化、財源確保などの課題に対応するため、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」をはじめ、「公共施設等総合管理計画」「春日市公共施設等マネジメント計画」等の計画を策定してきました。

これらの計画に共通するのは、税収減への対応に加え、社会保障費等の増嵩、老朽化する公共施設の改修・維持管理費用の増加等、避けることのできない義務的経費

を抑制することにより、将来のまちづくりのための投資的経費を確保する必要があるという大きな課題です。

この視点から、本市における DX 推進は、I C T 技術を活用し、行政サービスを市民目線で再構築するとともに、人材・時間・資金を捻出し、将来的な市民サービスの維持・向上を目指す、まさに行財政改革と一体のものであるといえます。

また、本市においては、職員が個人番号利用事務系（閉域網）で財務・庶務事務等を行っているため、通常業務の大半がリモートワークに対応しておらず、災害等の緊急時の業務継続の観点からも大きな課題があります。

そこで、令和4年度実施予定の庁内ネットワーク更新時には、国のガイドラインに則り、迅速な取組が求められる行政手続きのオンライン化や緊急時の業務継続が可能となる環境を作る必要があります。

これらの状況と本市の行政運営の基本である「市民と行政との協働のまちづくり」を踏まえ、本市における DX 推進の基本的な視点は、以下のとおりとします。

(1) 市民サービスの視点

●すべての市民がデジタルの恩恵を享受できるように努める

●市民サービス低下を招かないよう留意する

国の『デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針』において、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が目指すべきデジタル社会のビジョンとして示されました。

本市では、このビジョンを受け、デジタルの利便性を享受できる主体的な市民層をできるだけ厚くするとともに、デジタルを十分に利用できない人に対しても、引き続き市民目線に立ったサービスが行き届くよう取組を進めます。

(2) 行政経営の視点

- あらゆる業務を聖域なく、見直し・改善の対象とする

- 市の行財政改革の推進のためにデジタルを活用する

行政経営の視点からの DX は、単に IT の導入や業務のデジタル化により、現にある事務を効率化するというものではありません。デジタル化は「変革」のためのツールであるという認識を踏まえ、その業務が真に必要なものかどうかをゼロベースで検討し、業務フローの再構築を進めていくこととします。

併せて、時代の変化に対応した働き方の改革や行政課題を発見・改善・解決できる人材の育成に取り組みます。

(3) 市民と行政との協働のまちづくりの視点

- 市の情報を容易に入手し、地域課題の解決に活用できるようにする

- 行財政改革によって生み出したリソースを、対面業務や地域との協働の推進等に振り向ける

デジタル化された行政情報を活用することなどにより、市民自らが従来の枠組みを超えて、様々な関係者となつながら、地域課題の解決に取り組んでいくことができる環境を目指します。

また行政は、DX 推進によって生み出された人材・時間等を、市民・来庁者とのコミュニケーションや協働のまちづくりの推進等に振り向けます。

5 国の示す取組事項とその進め方

「自治体 DX 推進計画」の中で国が示す取組事項は、以下の8つで、特に(1)～(6)は重点取組事項となっています。別紙1に、この重点取組事項ごとに市の DX 推進に係る取組事項の工程表を示します。

また、職員の人材育成やITリテラシーの向上に向けて実施する研修や説明会についても、関係所管と連携して実施することとし、工程表に併記しています。

【取組項目】

(1) 自治体情報システムの標準化・共通化

～共通化によるサービスの平準化、仕様の統一によるコスト低減～

(2) マイナンバーカードの普及促進 ～デジタル社会の基盤整備～

(3) 行政手続のオンライン化 ～押印廃止後は、各種手続きをオンラインで～

(4) AI・RPAの利用推進 ～定型的な作業は、可能な限りデジタルに移行～

(5) テレワークの推進～様々なリスクに備え、離れた場所からの勤務可能な環境を～

(6) セキュリティ対策の徹底 ～より高いセキュリティレベルで情報資産を保護～

(7) 地域社会のデジタル化 ～デジタルを活用した地域の課題解決～

(8) デジタルデバйд対策 ～すべての市民にデジタルの恩恵を～

6 DX推進に向けて

(1) 推進に当たっての考え方

国の重点事項のうち、実施期限や補助対象となる期限が示されたものを優先して進めるとともに、市民サービス向上等のメリットが大きいものについては、スピード感をもって事業に着手します。

また、これらの事業推進のために必要なデジタル環境を、適切に整備することとします。

デジタル技術は日々向上しているため、常に新しい情報の収集に努め、費用対効果を考慮しながら、多様な関係者との連携、試用（トライアル）版の活用、試行的・段階的な事業実施等により、積極的かつ柔軟に取り組んでいきます。

(2) 取組の現状と方向性

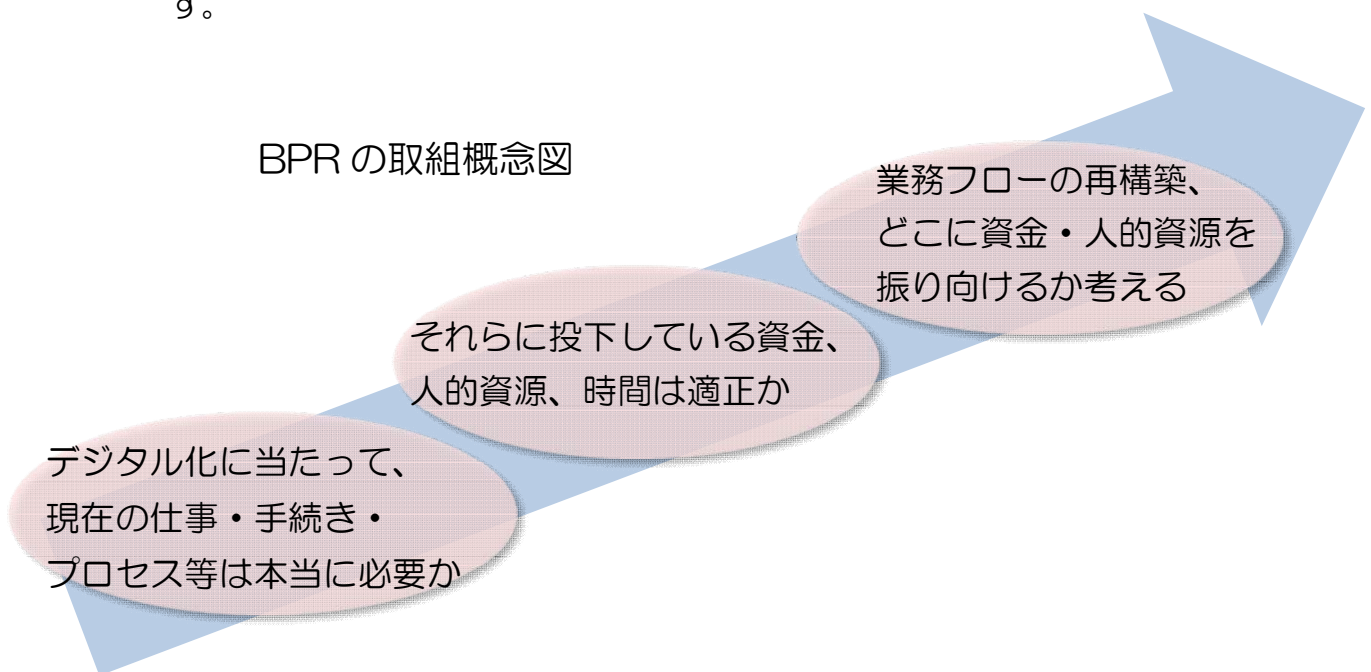
別紙2に、「自治体 DX 推進計画」において国の示す取組事項に関連する市の取組の現状及び今後の方向性を示しています。

(3) 組織体制

全庁的に業務の BPR（ビジネスプロセス・リエンジニアリング／現在の業務フロー、組織を根本から見直して再設計すること）を進め、DXを推進していくためには、現体制（総務課 IT 推進担当）では実施が困難であることから、組織体制の強化や外部デジタル人材の活用を検討していく必要があります。

このため、本市事務改善委員会等において、速やかに適切な体制の構築を検討するとともに、体制構築後も事業規模や内容により適宜見直していくこととします。

BPR の取組概念図



～仕事の枠組、進め方も大変革！どんな未来が待っている？～

春日市役所では見慣れたファイリングキャビネット、机、キャスター付きの脇机のある職場の風景ですが、令和4年12月に予定しているLGWANネットワークでの無線化PCによる執務、そして、令和7年度から予定されている文書の電子化等で職場環境はガラリと様変わりします。

フリーアドレスでの執務も可能になり、PC 持参の会議、自席での研修受講や相談業務が日常になるかもしれません。また、文書はデータによる受付・回覧・決裁・保存・廃棄となるため、ペーパーレスはもちろんのこと、ファイリングキャビネットも激減するでしょう。

執務環境、業務の再構築、働き方の変革が進んだ未来は、どんな風景になっているのでしょうか。